

# 簡易裁判所に 「貸金業関係(いわゆるサラ金)調停の申立て」をしたい方のために

## 1 はじめに

この用紙は、金融業者（いわゆるサラ金業者）からお金を借り、あるいはクレジットカードでのキャッシュサービスでお金を借りたが、約束どおりの返済ができないので、金融業者に対し、支払期限を延期してほしいとか、支払方法を一括払いから分割払いに変更してほしいとか、また、借りたお金はすでに全額返済しているはずなのに業者から要求されて困っているというときに、調停申立書として使用できますので、この説明書及び添付の記載例を参考に作成してください。

## 2 申立てをする裁判所

相手方の住所地（相手方が会社なら本店や営業所のある場所）等を管轄する簡易裁判所に申し立てるのが原則です。

## 3 添付書類

- (1) 申立人又は相手方が法人であるときは、法人の**登記事項証明書**又は代表者の**資格証明書**が必要ですから、**法務局**から発行してもらってこの申立書と一緒に提出してください。
- (2) その他証拠書類として金銭借用証書や領収証などがありましたら、その写しをこの申立書と一緒に提出してください。

## 4 申立ての費用

費用としては、**申立手数料**と関係人の呼出しなどを郵便で行うための**郵便料金**が必要です。申立手数料は**収入印紙**、郵便料金は**郵便切手**で調停を申し立てるときに納めてください。

申立手数料の額は、提出先の裁判所にお尋ね下さい。

郵便料金については、4ページ目を参照のうえ、詳しくは提出先の簡易裁判所の調停係にお尋ねください。

## 5 調停手続の流れ

あなたから調停申立てがありますと、裁判官一人と民間から選ばれた調停委員二人が加わって作られた調停委員会により、調停期日にあなた方から話を聞き、「借りたお金がいくら残っているか」、「残っているお金を具体的にどのように返済するか」などについて検討し、当事者とりわけ相手方の債権者に対して説得をしていきます。この種の調停の多くは、調停期日を2回か3回開くと、大体話合いの結論が出ます。その結果、多くの場合、話合いがまとまりますと、調停が成立します。しかし、話合いの余地などがなくなり、調停成立の見込みがないということで調停打ち切りとなることもあります(詳しくは、[こちら](#) を参照してください。)

【記載例】

この欄については、提出先の裁判所にお尋ね下さい。

印紙欄

郵送で申立てをするときは、申立手数料としてとりあえず500円分の収入印紙を貼っておいてください。  
その場合には、後に足りない分を納めていただくことがあります。

調停事項の価額	① 円	(割印はしないでください)	
ちょう用印紙	② 円	係印	(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。
予納郵便切手	③ 円		
(債務弁済協定・債務不存在)  <h2 style="text-align: center;">調 停 申 立 書</h2> 千葉 簡易裁判所 御中			民事一般
			相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。
作成年月日	平成 26 年 00 月 00 日		
フリガナ 申立人	住所 (〒 000 - 0000 ) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	送達場所等の届出 (〒 - ) (電話 - ) <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり		
	氏名 (会社名・代表者名) (電話 - - ) コウノタロウ 甲野太郎		
生年月日			昭和 00 年 00 月 00 日生
フリガナ 相手方	住所 (所在地) (〒 000 - 0000 ) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名 (会社名・代表者名) (電話 000 - 0000 ) 〇〇キニューカブシキガイシャ 〇〇金融株式会社 代表者代表取締役 乙野次郎		
	(送達場所) (〒 000 - 0000 ) (電話 000 - 000 - 0000 ) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△支店		
申立ての趣旨	(どちらかに○をつけてください。) ① 債務額を確定したうえ債務支払方法を協定したい 2 後記債務を負っていないことの確認をしたい との調停を求める。		

あなたの住所、氏名を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。  
申立人が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書いた上、代表者の認印を押してください。

郵便物の送付先を記入してください。  
住所以外の場所(勤務先等)への連絡を希望する方はその電話番号も併記してください。

相手方の住所、氏名を書いてください。  
相手方が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いてください。

借り受けた支店名又は営業所名及び所在地を書いてください。





# 調停申立時に必要な収入印紙と郵便切手 〈特定調停以外〉

千葉簡易裁判所

## ※ 収入印紙

表の見方 例：20万円請求 → 1,000円 / 25万円請求 → 1,500円

調停事項の 価 額	収入印紙 (手数料)	調停事項の 価 額	収入印紙 (手数料)	調停事項の 価 額	収入印紙 (手数料)
10万	500	320万	10,500	1,100万	26,200
20万	1,000	340万	11,000	1,200万	27,400
30万	1,500	360万	11,500	1,300万	28,600
40万	2,000	380万	12,000	1,400万	29,800
50万	2,500	400万	12,500	1,500万	31,000
60万	3,000	420万	13,000	1,600万	32,200
70万	3,500	440万	13,500	1,700万	33,400
80万	4,000	460万	14,000	1,800万	34,600
90万	4,500	480万	14,500	1,900万	35,800
100万	5,000	500万	15,000	2,000万	37,000
120万	5,500	550万	16,000	2,100万	38,200
140万	6,000	600万	17,000	2,200万	39,400
160万	6,500	650万	18,000	2,300万	40,600
180万	7,000	700万	19,000	2,400万	41,800
200万	7,500	750万	20,000	2,500万	43,000
220万	8,000	800万	21,000	2,600万	44,200
240万	8,500	850万	22,000	2,700万	45,400
260万	9,000	900万	23,000	2,800万	46,600
280万	9,500	950万	24,000	2,900万	47,800
300万	10,000	1,000万	25,000	3,000万	49,000

※ 調停事項の価額が3,000万円を超える場合については、係の者にお尋ねください。

## ※ 郵便切手

申立人の数 + 相手方の数	郵便切手額 (合計額)	内 訳				
		500円	82円	50円	10円	1円
2人	2,648円	4枚	4枚	4枚	10枚	20枚
3人	3,932円	6枚	6枚	6枚	10枚	40枚
4人	5,206円	8枚	8枚	8枚	10枚	50枚
5人	6,470円	10枚	10枚	10枚	10枚	50枚
6人	7,734円	12枚	12枚	12枚	10枚	50枚

※ 申立人の数+相手方の数が6人以上になる場合については、係の者にお尋ねください。